

美濃加茂市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第9項の規定により、同条第7項の規定による監査（財政援助団体等に対する監査）の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

平成28年3月3日

美濃加茂市監査委員

西田英彦

同

森弓子

平成27年度 財政援助団体等の監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

(1) みのかも健康の森

指定管理者 可茂森林組合

所管部署 産業振興部農林課

(2) 総合福祉会館すこやかタウン美濃加茂

指定管理者 社会福祉法人美濃加茂市社旗福祉協議会

担当部署 健康福祉部福祉課

3 監査の実施期間

平成28年1月12日（火）から

平成28年1月15日（金）まで

4 監査の実施場所

監査委員事務局及び現地施設

5 監査の方法

今回の監査においては、関係書類を事前に提出させ、関係職員等から説明を聴取し、①指定管理に対する目的及びその根拠、②指定管理の内容が明確になっているか、③指定管理料の算定方法、交付時期及びその手続きが適正に行われているかを着眼点に置いて監査を実施した。

6 監査の結果等

みのかも健康の森及び総合福祉会館すこやかタウン美濃加茂に対する指定管理執行状況については、次のとおりである。

【みのかも健康の森】可茂森林組合

1. みのかも健康の森の概要

みのかも健康の森は、岐阜県が治山事業の一環として行った「生活環境保全林整備事業」と美濃加茂市の「みのかも健康の森事業」により、森林レクリエーションや自然観察の場などとして利用できるよう平成2年度から整備し、平成7年度に開園をして20年が経過している。

市内外から毎年7万人の親子やグループでの利用者があり、777段の階段と展望台にわたる5つの散策コースやフィールドアスレチック、パターゴルフ、バーベキューの利用がある。

平成18年度に美濃加茂市森林組合がみのかも健康の森の指定管理者に指定され、19年1月に美濃加茂市森林組合、川辺町森林組合、七宗町森林組合、御嵩町森林組合の4市町の森林組合が合併して可茂森林組合を発足し、平成19年4月から健康の森の指定管理者を可茂森林組合に引き継がれた。

平成23年4月に可茂森林組合に指定管理者として平成28年3月31日まで5年間の基本協定を締結している。

可茂森林組合のみのかも健康の森の経営理念は「もう一度行ってみたい公園づくり」として安全な公園管理、安心な食のサービス、安定した入場者数の確保としてそれぞれの事業及び業務を行っている。

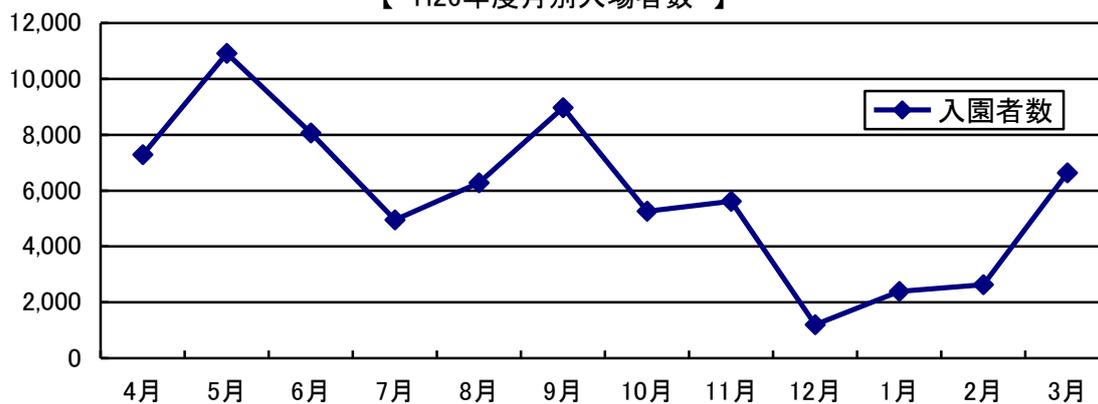
- ・所在地：美濃加茂市山之上町7559番地
- ・敷地面積：128ha
- ・管理棟：530㎡・研修棟：63㎡
- ・バーベキュー：ファミリー8棟、団体4棟
- ・パターゴルフ：18ホール

○利用者数

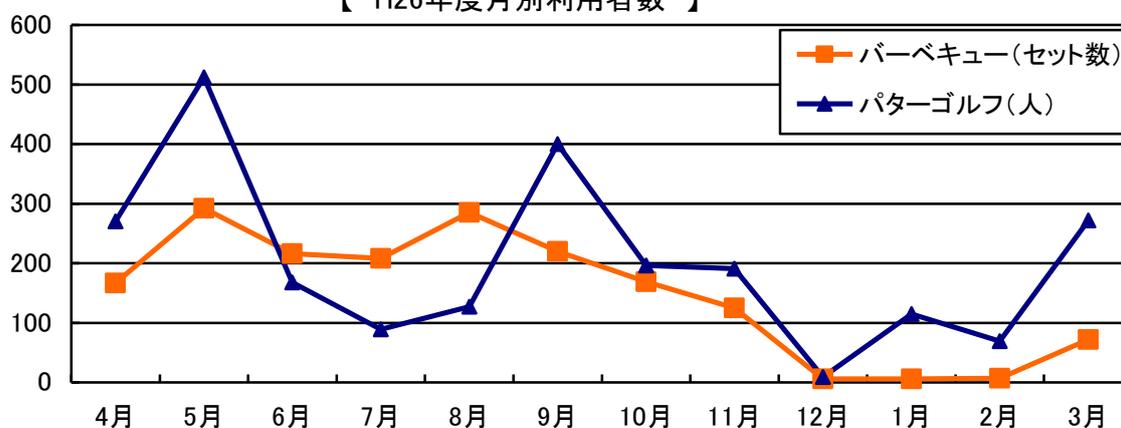
単位：人・セット数

項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
入園者数	80,055	60,132	62,732	65,944	70,218
バーベキュー利用	1,611	1,684	1,615	1,715	1,778
パターゴルフ	3,554	2,269	2,683	2,618	2,418

【 H26年度月別入場者数 】



【 H26年度月別利用者数 】



例年、健康の森の年間入場者数は5月・9月が多く、12月から2月の利用が少ない。特に12月は5月と比べ10%程度となっている。

また、バーベキューの利用は、5月・8月が多く、12月から2月の利用が少ない。5月の292セットに対して12月から2月は1カ月6～7セットの利用となっている。

平成26年度可茂森林組合健康の森管理運営業務の収支

【 収 入 】

単位：千円

項 目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用料金	6,146	6,101	5,830	6,038	6,471
バーベキュー利用	5,049	5,339	5,101	5,308	5,779
パターゴルフ等	1,097	762	729	730	692
収益施設による収益	10,034	8,646	9,574	10,477	10,201

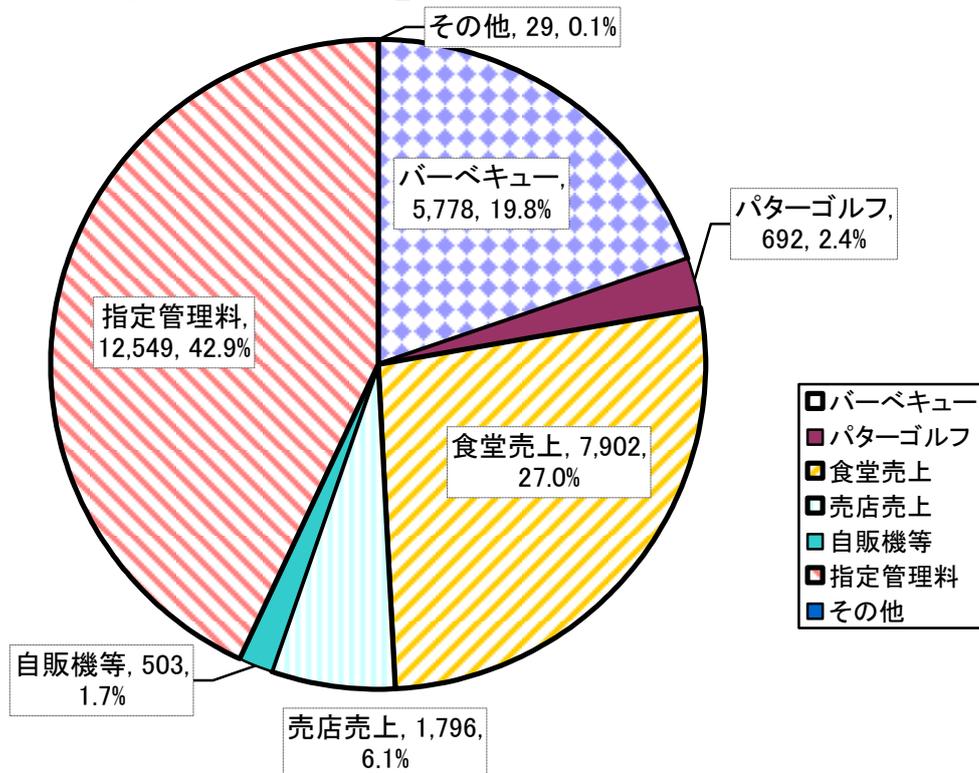
食堂売上	7,366	6,490	7,108	7,944	7,922
売店売上	1,991	1,556	1,889	1,826	1,796
自販機等	677	600	577	707	503
補助金	90	250	121	0	0
指定管理料	12,202	12,202	12,202	12,202	12,549
雑入	7	13	17	8	8
イベント参加料	12	0	42	4	21
合 計	28,491	27,212	27,786	28,729	29,250

【支 出】

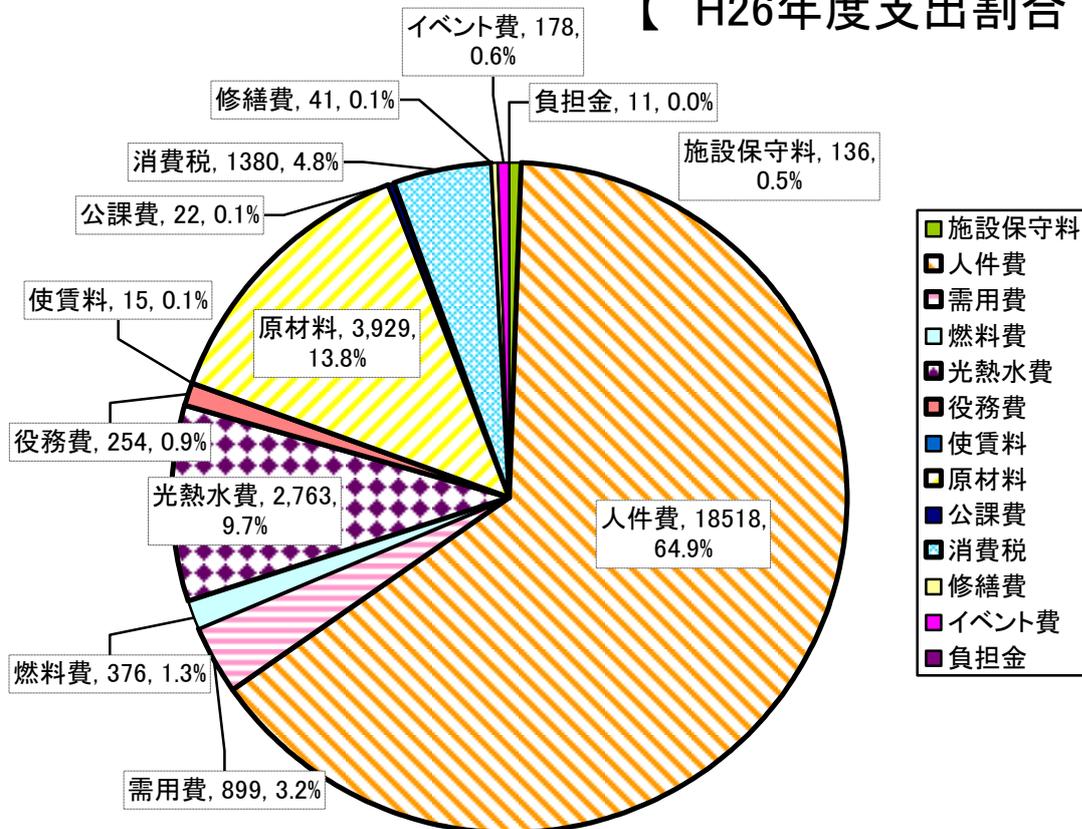
単位：千円

項 目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
施設保守費	218	212	228	134	136
消防施設管理	50	54	50	50	50
アスレチック点検	168	158	178	84	86
運営管理委託費	26,911	26,430	26,738	28,039	28,158
人件費	18,140	18,239	17,865	18,421	18,518
需用費	1,113	976	1,101	1,153	899
燃料費	305	323	409	435	377
光熱水費	2,358	2,438	2,496	2,575	2,764
役務費	181	192	211	242	254
使賃料	14	14	14	14	15
原材料費	3,871	3,326	3,749	4,227	3,929
公課費	3	15	13	39	22
消費税	926	907	880	933	1,380
補助事業	90	348	102	0	0
施設修繕費	226	219	170	91	41
イベント交流費	76	92	110	243	178
負担金	11	11	11	11	11
合 計	27,532	27,312	27,359	28,518	28,524
収入－支出	959	△100	427	211	726

【 H26年度収入割合 】



【 H26年度支出割合 】



収入では、指定管理料が、全体の約43%の12,910千円で、利用料金ではバーベキューやパターゴルフなど約22%6,471千円、収益事業の食堂及び売店の売上・自販機で約35%の10,201千円となっており、利用料金及び収益事業での収入が約57%を占めている。

支出では、人件費が全体の約65%の18,518千円、園長1名、事務職1名、作業員6名、臨時職員5名、計15名で管理運営を行っている。

次いで原材料は、13.8%3,929千円で食堂や売店の仕入れた経費、光熱水費は、9.7%2,763千円のうち電気料が1,950千円、水道料400千円、ガス代413千円となっている。その他消費税が4.8%1,380千円、需用費3.2%899千円が主なものとなっている。

2. 監査結果

今回の監査において、着眼点を元に実施した結果については、おおむね適正に執行されていると認められたが、次のことについて改善及び検討を要する事項も見受けられた。

3. 監査意見

- 1) 指定管理料の算定については、人件費が主なものとなっているが、詳細な算出根拠を持って算定されたい。

- 2) みのかも健康の森利用料金については、美濃加茂市森林公園の設置及び管理に関する条例で定めている利用料金を、指定管理者の森林組合は平成26年4月から食堂やバーベキュー・パターゴルフなど消費税を8%で徴収していることから、条文の整理をされたい。

また、利用料金の減免基準は、美濃加茂市森林公園の設置及び管理に関する条例施行規則第8条の規定には、美濃加茂市公民館使用料減免規程に準ずることと記載してあるが、平成25年4月1日からこの規定が美濃加茂市公の施設の使用料及び利用料金等の減額及び免除に関する取扱規則に改定されており、美濃加茂市森林公園の設置及び管

理に関する条例施行規則の改正を行うよう対処されたい。

- 3) 健康の森のホームページの各利用料のうち消費税込みの額と消費税別の価格表示記載があるので、統一した金額の記載をされたい。
- 4) アンケート調査を実施している中で、学校や団体の利用者について調査されるよう対処されたい。
- 5) 協定書の第15条管理施設の維持保全では、1件10万円未満のものについて修繕台帳を整備し管理をされたい。
- 6) 毎年12月から2月の3ヶ月間の利用者数が少ない状況で利用増加に伴う施策を検討されたい。

最後に、みのかも健康の森が発足して20年が経過している中で、施設や遊具の老朽化があり、特に木製のアスレチックは過去にも取り壊しをされたり、遊具の安全基準に適合しないものもあり、中には使用禁止となっているものがある。遊具の整備は利用者の増加を図る上にも不可欠なものがあり、今後、施設計画に基づき遊具や施設の整備に努められたい。

今後の事務処理に当たっては、上記に記載したことを考慮して、適正に事務手続きを行っていただくようお願いしたい。

【総合福祉会館すこやかタウン美濃加茂】

社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会

1. 総合福祉会館すこやかタウン美濃加茂の概要

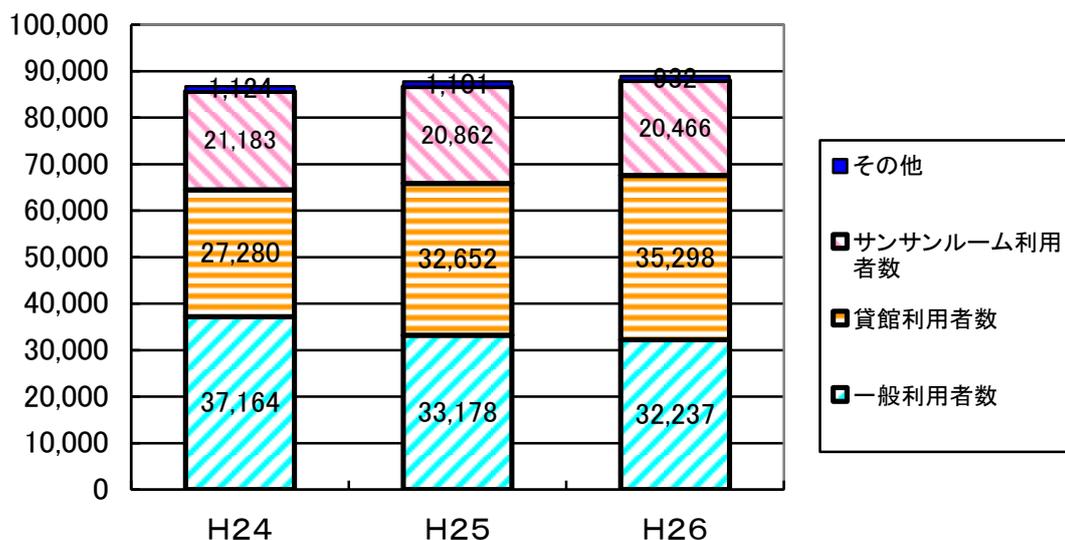
総合福祉会館は平成6年に開設し、平成25年度から美濃加茂市社会福祉協議会に指定管理者として3年間の協定を結んでいる。

- ・所在地：美濃加茂市新池町三丁目4番1号
- ・施設面積：1階 2,2374.03 m²、2階 1,057.04 m²（対象外施設含む）
- ・施設構造：鉄筋コンクリート造2階建
 - 1階：ふれあいホール、あじさいの間和室、木曾・飛驒の湯、健康コーナー、サロンむくの木、管理事務室など
 - 2階：会議室3、研修室2、相談室3、ボランティアセンター、録音室、サンサンルームなど
- ・その他の施設：ふれあい工房、憩いの館、ゲートボール場2面、駐車場4箇所
- ・敷地面積：18,385.56 m²（賃借地含む）

○総合福祉会館運営事業

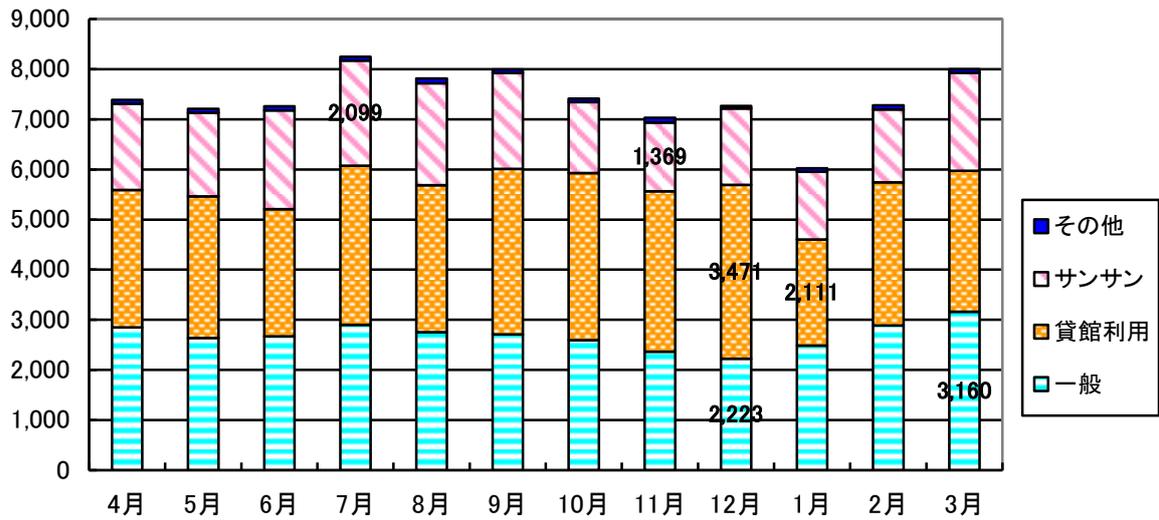
(1) 年間利用者数

【利用者数の推移】



福社会館の利用者は、24年度から26年度の対比中一般利用者では、約5,000人の減少となっているが、貸館利用者が約8,000人増加となり、サンサンルーム利用者は700人程度の減少となっているものの全体では約2,000人の増加となっている。

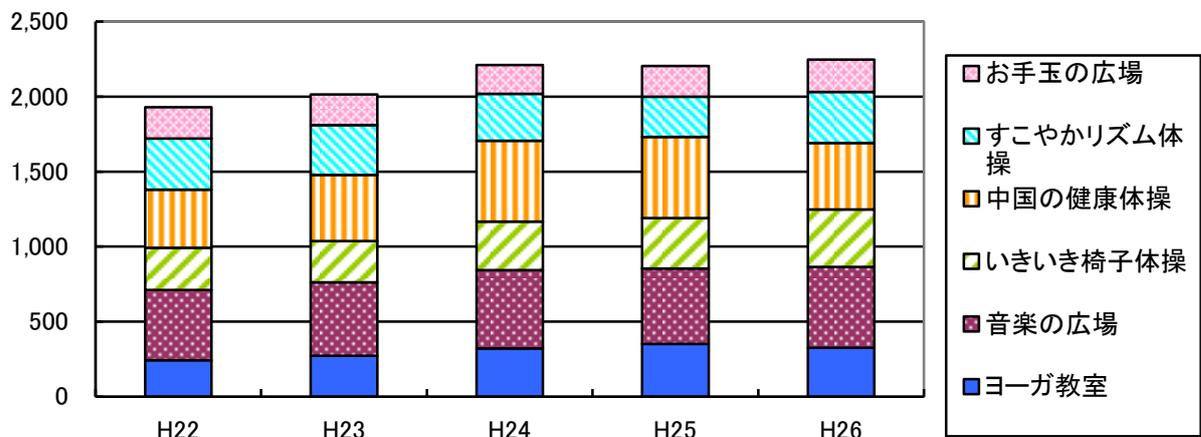
【H26年度月別利用者数】



26年度の月別での利用者数は、7月、3月が8,000人を超え1月が6,000人と少ない状況となっているが、年間通じて毎月7,000人以上の利用がある

(2) 健康教室事業

【健康教室事業利用者数の推移】



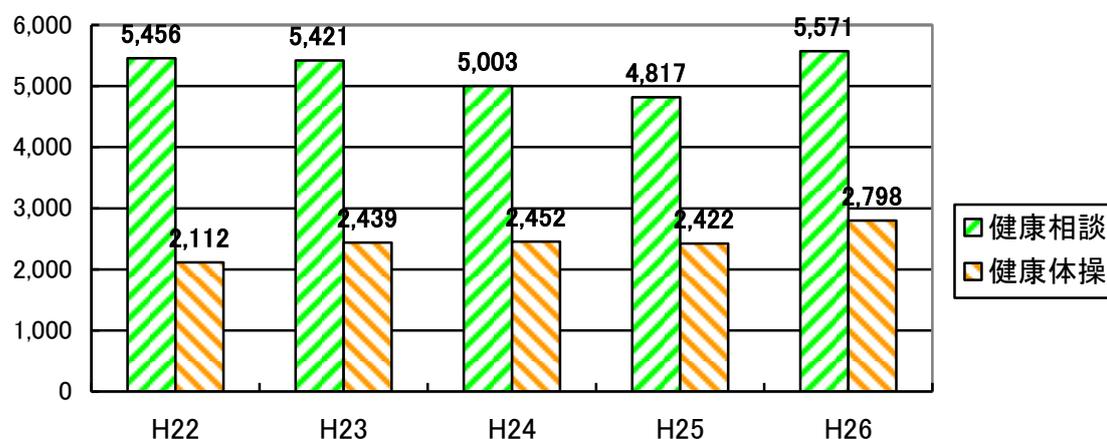
単位：人

教室名	H22	H23	H24	H25	H26
お手玉の広場	208	208	193	205	215
すこやかリズム体操	341	331	312	268	340
中国の健康体操	387	440	540	540	444
いきいき椅子体操	281	275	323	338	383
音楽の広場	470	490	521	502	539
ヨガ教室	242	273	322	351	325
合計	1,929	2,017	2,211	2,204	2,246

各教室の全体の利用状況は、平成22年から平成26年度までの比較では300名程毎年少しずつではあるが増加している。

(3) 健康相談事業

【健康相談事業推移】



健康相談事業の健康相談は22年度から25年まで639件減少したが、26年度は754件増加の5,571件であった。

また、健康体操は、22年度から26年度までに686件増加の2,798件であった。

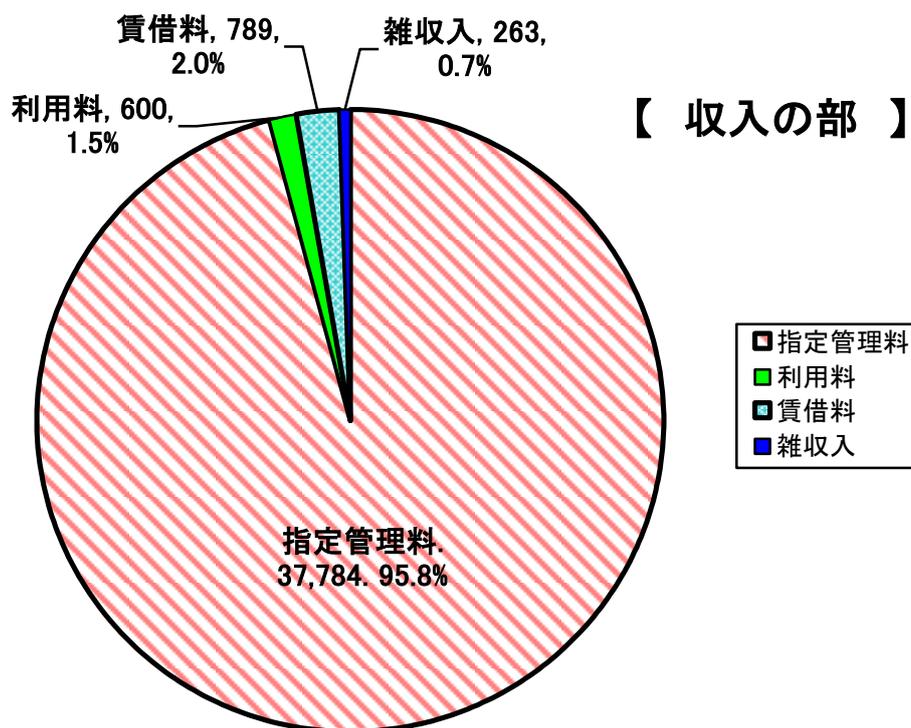
総合福祉会館運営事業決算書

単位：千円

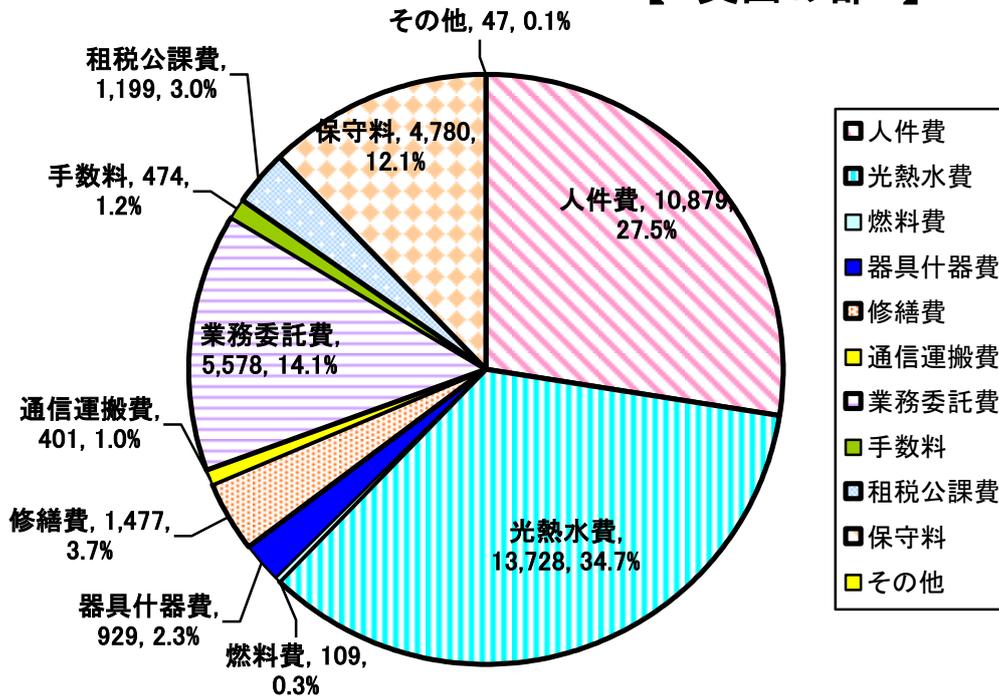
サービス事業活動の部	H25 決算額	H26 決算額	差引増減
収益計	36,945	39,436	2,491
受託金収入	36,000	37,784	1,784
事業収入	848	1,389	541
利用料収入	581	600	19
賃貸料収入	267	789	522
雑入	97	263	166
費用計	36,088	39,603	3,515
人件費	9,925	10,879	954
職員俸給	5,819	6,312	493
職員手当	1,242	1,172	△70
賞与引当金繰入	0	418	418
非常勤職員給与	1,615	1,654	39
退職共済掛金	134	134	0
法定福利費	1,115	1,189	74
事業費	13,358	14,767	1,409
水道光熱費	12,232	13,729	1,497
燃料費	13	109	96
器具什器費	1,108	929	△179
保険料	5	0	△5
事務費	12,805	13,957	1,152
福利厚生費	32	27	△5
印刷製本費	14	0	△14
修繕費	811	1,477	666
通信運搬費	383	401	18
会議費	2	0	△2
事務委託費	10,642	5,578	△5,064
手数料	921	475	△446

	保険料	0	20	20
	租税税公課	0	1,199	1,199
	保守料	0	4,780	4,780
収益—費用差引		857	△167	

平成 26 年度総合福祉会館運営事業決算状況



【 支出の部 】



収入では、指定管理料は約 9.6% を占めており指定管理料以外には、会議室などの利用料やむくの木の利用料が 3.5% の 1,389 千円となっている。

また、支出では、光熱水費が最も多く全体の約 35% の 13,728 千円、次に人件費約 28% の 10,879 千円、業務委託が 14% の 5,578 千円、保守料が 12% の 4,780 千円となっている。

総合福祉会館には、1階部分に社会福祉法人慈恵会が運営する「すこやかタウンみのかもディサービスセンター」が使用しており、平成 26 年度では 2,859 千円の光熱水費利用料を市へ納めている。

2. 監査結果

今回の監査において、着眼点を元に実施した結果については、おおむね適正に執行されていると認められたが、次のことについて改善及び検討を要する事項も見受けられた。

3. 監査意見

- 1) アンケート調査について、改善ができるものなど調査項目を十分検討し管理運営業務のサービス向上に努められたい。
- 2) 美濃加茂市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の第6条（使用者の範囲）では、「福祉会館の施設を使用できる者のは、市内に住所を有する」規程になっているが、実態にあった条文が必要ではないか検討されたい。
- 3) 協定書の管理業務のうち修繕業務の修繕台帳の整備をされたい。
- 4) 施設管理費の経費削減に伴い光熱水費の電気代が大きく占めていることから、蛍光灯からLED照明に取替された他の施設の設置状況等調査され電気代削減の研究をされたい。
- 5) 備品については、Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種の区分の規程があり区分された備品台帳の整理をされたい。
- 6) 会館内には、陶芸品や絵画など寄附による作品があるので寄附台帳の整備を図られたい。

最後に、総合福祉会館は、子どもから高齢者までの幅広い利用者があり、安全対策には今以上注意を持って対処されたい。

今後の事務処理に当たっては、適正に事務手続きを行っていただくようお願いしたい。